

## 公設浄化槽使用料の徴収に関する教示

公設浄化槽使用料の徴収に不服があるときは、納入通知書等を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求を受けた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。